

議案第27号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>第1条～第8条 略</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。</u>）が、別に定めるところにより、当該子を養</p> | <p>第1条～第8条 略</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として別に定めるもののない職員に限る。</u>）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な</p> |



育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定

運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として別に定めるもののない職員に限る。以下この項において同じ。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、別に定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて別に定める時間）を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前2項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。



めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 略

第9条～第14条 略

(介護休暇)

第15条 略

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

第16条以下 略

(介護休暇)  
めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 略

第9条～第14条 略

(介護休暇)

第15条 略

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

第16条以下 略

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2第2項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお、従前の例による。

(経過措置)

- 3 新条例第15条の規定は、この条例による改正前の三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。
- 4 旧条例第16条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

| 新条例第15条第2項   | 旧条例第16条第1項   |
|--|--|
| (継続する状態)   | (継続する状態)   |
| 新条例第15条第2項   | 旧条例第16条第1項   |
| す支財の取崩、お開帳の期村整介、ま勤介るす支財の取同地々各の香る、ご置弁るす職員のいるすも要む、アハはコ内開帳の月とるす持整、コ、るすも開帳るはよの期と要む | す支財の取崩、お開帳の期村整介、ま勤介るす支財の取同地々各の香る、ご置弁るす職員のいるすも要む、アハはコ内開帳の月とるす持整、コ、るすも開帳るはよの期と要む |
| 第3条  | 第3条  |
| 第16条以下   | 第16条以下   |

（施行期）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

この条例による改正前の三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。